

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款** をおすすめしています

- アフラックのホームページ (<https://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません**。
- ▶▶ **Web 約款** の特長、閲覧方法など、詳しくは **その他重要事項 P.34** をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック コールセンター **0120-5555-95** 受付時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト **アフラック よりそうネット**

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みにもプロの医療チームがオンラインでお応えします! **月10回まで相談無料**

※本サービスは、診断その他の医療行為を提供するものではありません。

提供元: (株)メディカルノート

スマホはこちらから

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

- ・本冊子に記載の保障内容などは2022年3月22日現在のものです。
- ・本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

「生きる」を創る。



現在ご契約中の「がん保険」に
プラスできる特約

現在ご契約中の「がん保険」に



必要な特約を**プラス**して、あなたの備えを**パワーアップ!!**

- 手術・放射線治療特約
- 抗がん剤・ホルモン剤治療特約
- がん先進医療特約
- 女性がん特約
- 外見ケア特約
- 緩和療養特約

現在ご契約中の「がん保険」の種類、保険料払込期間などによっては、
上記特約を付加できない場合があります。

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

保存版

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで ご案内する保障分野	がんの保障	このパンフレットではご案内していません
対応する 商品・特約	手術・放射線治療特約 抗がん剤・ホルモン剤治療特約 がん先進医療特約 女性がん特約 外見ケア特約 緩和療養特約	病気やケガの保障 介護や障がいの保障 死亡時の保障 貯蓄 (教育資金や老後生活資金準備など)

この冊子は「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」です。
ご契約の際には本冊子とあわせて「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する

重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご
“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への
ので、必ずご確認ください。

契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。
乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載しています

本冊子

パンフレット

P.3~6

商品のしくみや特長について記載
しています。

- 保険の必要性
- 保障の内容
- など

契約概要

P.7~18

契約内容に関する重要事項のうち、
特にご確認いただきたい事項を記載
しています。

- 保険の特長・しくみは?
- 保険料払込みの流れは?
- どんなときに給付金
などが支払われるの?
- 契約できる条件は?
- など

注意喚起情報

P.19~28

お申込みに際して特にご注意いただき
たい事項やお客様にとって不利益と
なる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 保障の開始はいつ?
- 申込みを撤回したい
ときは?
- 給付金などを請求するときは?
- など

その他重要事項

P.29~34

お申込みに際してご確認ください補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様
にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載
しています。



保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなど
をわかりやすく説明しています。

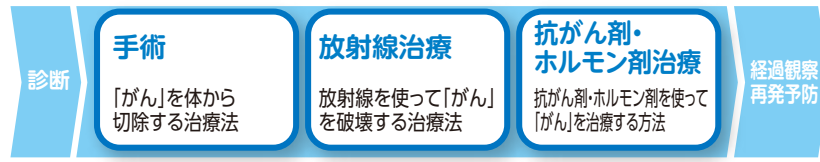
約 款

「約款・特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく
説明しています。

がんには、こんな備えも必要です

三大治療への備えも大切です

がんの主な治療法として、手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療の「三大治療」があります。



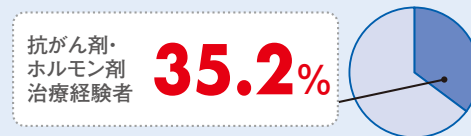
三大治療のうち、いずれかを単独で行う場合や、手術後に再発予防として抗がん剤・ホルモン剤治療を行うなど、組み合わせて行う場合があります。

■ がん治療経験者のうち三大治療のいずれかを受けた人の割合



回答数=4,544 がん罹患患者およびその家族へのアンケート

■ 三大治療いずれかの「経験あり」のうち抗がん剤・ホルモン剤治療を受けた人の割合



調査(2019年6月アフラック実施)

プラス ニーズにあわせて保障(特約)を追加できます

プラス 手術・放射線治療特約

手術と放射線治療を保障

プラス 抗がん剤・ホルモン剤治療特約

「抗がん剤・ホルモン剤治療」をしっかり保障

先進医療は全額自己負担になります

健康保険制度が適用されない先進医療は費用が高額となる場合があります。

■ 先進医療にかかる技術料【例】(1件あたりの費用)

重粒子線治療
平均約**313万円**

重粒子線治療の平均費用:
厚生労働省
第71回先進医療会議「平成30年6月30日時点における先進医療Aに係る費用
平成30年度実績報告(平成29年7月1日~平成30年6月30日)」
よりアフラック算出

※「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。
また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

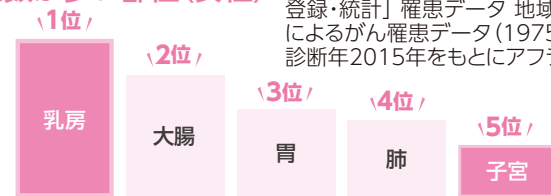
プラス がん先進医療特約

健康保険制度が適用されないがんの「先進医療」にもしっかり対応

「女性に多いがん」にも備えが大切です

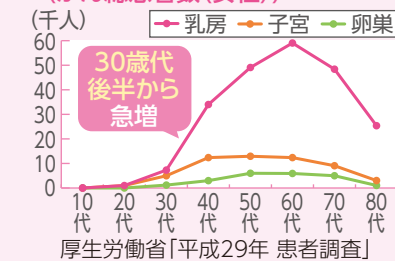
「乳がん」や「子宮がん」など女性に多いがんは、女性にとって大きなリスクです。

■ がんの罹患数が多い部位(女性) 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」罹患データ 地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(1975年~2015年) 診断年2015年をもとにアフラック作成



女性がかかることが多い「乳がん」「子宮がん(子宮頸がん、子宮体がん)」「卵巣がん」。
特に「乳がん」は30歳代後半から、がんにかかるリスクが高まります。

■ 女性のがんにかかるリスク(がん総患者数(女性))



プラス 女性がん特約

女性特有のがんによる所定の手術を保障

「外見ケア」「緩和ケア」にも備えが必要です

がん治療による外見の変化に伴うケアや、がんの痛みなどを和らげる緩和ケアなどに経済的負担が生じる場合があります。

■ がん治療の副作用や手術による外見の変化と費用の例

脱毛	ウィッグ(かつら)の購入 ウィッグ購入にかかった費用の平均 7.3万円
顎の一部を切除したことによる顔の変形 手や足の切断	欠損した部位の外見と機能を補う医療用具(エピテーゼ)の購入 など

回答数=329 がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2019年6月アフラック実施)

■ 緩和ケアの30日あたりの自己負担額(例)男性50代 胃がん 標準 報酬月額28万円~50万円 3割負担の場合(2019年11月現在)

自宅で在宅医療(訪問診療や訪問看護)	約 59,000円 【内訳】 ●機能強化型在宅療養支援診療所(連携型)からの訪問診療 月2回 ●機能強化型訪問看護ステーションによる24時間対応の訪問看護 週3回(月12回)
緩和ケア病棟で入院(*1)	高額療養費制度適用後 約 134,000円 【内訳】 ●緩和ケア病棟 入院料1 30日間入院 52,070円/1日(*2) ●高額療養費の計算 80,100円+(1,562,100円-267,000円)×1%=93,051円 ●食事代460円/1食として計算(460円×3食×30日=41,400円) ●食費代460円/1日につき46,540円、61日以上の場合は1日につき34,500円となります。

(*1) 各種加算、差額ベッド代、文書料などの費用は除く (*2) 入院31日以上60日以内の期間の場合は1 (株)ニチイ学館作成

プラス 外見ケア特約

がん治療の副作用や手術による外見ケアを保障

プラス 緩和療養特約

がんによる疼痛治療と緩和ケアのための入院・在宅医療を保障

プラス 現在ご契約中の「がん保険」に特約をプラスして あなたの備えをパワーアップ!!

●現在ご契約中のがん保険の契約や限度により中途付加できる特約が異なります。
▶詳しくは、「契約概要」02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.8 をご確認ください。

保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。
団体(集団)取扱の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「契約概要」03 給付金などのお支払い P.11~12、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

⚠現在ご契約中の「がん保険」の保険料払込期間が10年/5年/2年払済の場合は特約を中途付加することができません。

	お支払いする場合	お支払いする金額	保険期間
手術・放射線治療特約	手術治療給付金 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする手術を受けたとき	一連の手術については14日間に1回を限度回数無制限 特約給付金額10万円の場合	1回につき 10万円
	放射線治療給付金 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度回数無制限	1回につき 10万円
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	抗がん剤治療給付金 「がん」の治療を目的とする抗がん剤治療やホルモン剤治療を受けたとき	入院しなくても 特約給付金額5万円の場合	治療を受けた月ごと 10万円 (給付倍率2倍)
	ホルモン剤治療給付金		乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療のとき 治療を受けた月ごと 5万円 (給付倍率1倍)
更新後の保険期間を含め 通算 600万円 まで			
がん先進医療特約	がん先進医療給付金 「がん」の診断や治療で先進医療を受けたとき	給付金 先進医療にかかる技術料のうち 1回につき 自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め 通算 2,000万円 まで
	がん先進医療一時金		一時金 1年間に1回を限度 15万円
女性がん特約	女性特定ケア給付金 「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき		1回につき 20万円
	乳房再建給付金 女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき		1回につき 50万円
外見ケア特約	外見ケア給付金 「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)		①②それぞれ1回ずつ 20万円
	「がん」の治療により頭髪に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき		1回限り 10万円
緩和療養特約	緩和療養給付金 「がん」による痛みを和らげる治療と緩和ケアのための入院または在宅医療を受けたとき	特約給付金額5万円の場合	治療を受けた月ごと (24回を限度) 5万円

※ご希望により、記載以外の給付金額の設定ができます。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01** 「手術・放射線治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」「がん先進医療特約」「女性がん特約」「外見ケア特約」「緩和療養特約」の特長 8
- 02** 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 8

給付金・保険金など

- 03** 給付金などのお支払い 11
- 04** 契約者配当金・解約払戻金 13

保険料

- 05** 保険料の払込方法 14
- 06** 保険料払込みの流れ 15
- 07** 保険料に関する留意事項 15

ご契約のお引受け

- 08** お引受けの条件 16

ご契約の更新

- 09** 特約の更新について 17

特長・しくみ

01 「手術・放射線治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」「がん先進医療特約」「女性がん特約」「外見ケア特約」「緩和療養特約」の特長

各特約の特長、しくみ図は「パンフレット」**[P.5~6]**をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

各特約の中途付加の対象となるご契約中の「がん保険」は以下のとおりです。保険商品と正式名称については、以下をご確認ください。

保険商品	正式名称(主契約)
生きるためのがん保険Days1 ALL-in	がん保険(低・無解約払戻金2018)
生きるためのがん保険Days1	
新 生きるためのがん保険Days	がん保険(低・無解約払戻金2014)
新 生きるためのがん保険レディースDays	
生きるためのがん保険Days	がん保険(終身・無解約払戻金型 A)
アフラックのがん保険 \mathcal{F} (フォルテ)	がん保険(2000)
生きるためのがん保険Days1プラス	がん保険(無解約払戻金2018契約者用)
新 生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険(無解約払戻金2014契約者用)
生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険(終身・無解約払戻金型 B)
ご契約者のためのがん保険 \mathcal{F} (フォルテ)	がん保険(無解約払戻金型)

! 現在ご契約中の「がん保険」の保険料払込期間が10年/5年/2年払済の場合は特約を中途付加することができません。

中途付加できる特約は以下のとおりです。



(*) 現在ご契約中の「がん保険」が「がん保険(低・無解約払戻金2018)」かつ、「がん治療保障特約」が付加されている場合は、中途付加することはできません。

次ページへ続く▶

特約の保険期間、保険料払込期間

特約の種類によって保険期間、保険料払込期間、契約年齢が異なります。



販売名称	正式名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間	主契約の保険料払込期間	特約の契約年齢 ^(※3)
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約 [2018]	終身	終身	終身	0歳～満85歳
			60歳まで	60歳払済	0歳～満50歳
			65歳まで	65歳払済	0歳～満55歳
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	抗がん剤・ホルモン剤治療特約 [2018]	10年満期 ^{(※1)(※2)}	10年	終身	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
がん先進医療特約	がん先進医療特約 [2018]	10年満期 ^{(※1)(※2)}	10年	終身	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
女性がん特約	女性がん特約 [2018]	10年満期 ^{(※1)(※2)}	10年	終身	満15歳～満70歳
				60歳払済	満15歳～満50歳
				65歳払済	満15歳～満55歳
外見ケア特約	外見ケア特約	10年満期 ^{(※1)(※2)}	10年	終身	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
緩和療養特約	緩和療養特約	終身	終身	終身	0歳～満85歳
			60歳まで	60歳払済	0歳～満50歳
			65歳まで	65歳払済	0歳～満55歳

(※1)自動更新により、保障を継続することができます。

(※2)主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合、主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。

(※3)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは **09 特約の更新**について **P.17** をご確認ください。

 現在ご契約中の「がん保険」の保険料払込期間が払済の場合は、特約を付加できる時期が年単位の主契約の契約応当日  のみとなります。

■「特別保険料率に関する特則」について

被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「女性がん特約」には本特則は付加されず、保険料は割増しされません。なお、この特則のみを解約することはできません。

主契約に「特別保険料率に関する特則」を付加している場合、中途付加する特約にも本特則が付加されます（「女性がん特約」を除く）。

■「指定代理請求特約（代理人による請求）」について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。

▶▶ 詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

「指定代理請求特約」を付加する場合、別途手続きが必要となります（この冊子に記載の他の特約を中途付加されても自動的に付加されません）。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

 用語

●「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

03 給付金などのお支払い

▶▶ 参照 **しおり** 各種特約のお支払いについて

具体的な支払額については「パンフレット」の「P.5~6」をご確認ください。

「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物			
手術・放射線治療特約〔2018〕	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術 用語 については14日間に1回を限度 支払回数は無制限 	<p>2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類のみ支払います。</p> <p>支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)</p> <p>支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など 先進医療に該当する場合 </p>
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 60日に1回を限度 支払回数は無制限 	<p>支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 </p> <p>支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 血液照射 放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 先進医療に該当する場合 </p>
抗がん剤・ホルモン剤治療特約〔2018〕	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額(*)×給付倍率 (給付倍率 ・ホルモン剤(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍)	<ul style="list-style-type: none"> 治療を受けた月ごとに1回を限度 更新後の保険期間を含め、抗がん剤治療給付金とホルモン剤治療給付金の給付倍率を通算して120倍まで 	<p>支払事由に該当する月に投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。</p> <p>支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p> <p>支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 先進医療に該当する場合 </p>
	ホルモン剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定のホルモン剤治療を受けたとき	○	—			
がん先進医療特約〔2018〕	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療を目的とする所定の先進医療を受けたとき	○	—	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	支払対象外 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん先進医療一時金		○	—	1回につき15万円	1年間に1回を限度	支払対象 がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき
女性がん特約〔2018〕	女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む)、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術:1回 ・卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ	<p>・両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。</p> <p>・両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。</p> <p>・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います。</p> <p>支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 診断および検査のための手術 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 </p>
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	○	—	1回につき50万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ	<p>両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。</p> <p>支払対象外 両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術</p>
外見ケア特約	外見ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、 ①② それぞれ1回ずつ	<ul style="list-style-type: none"> 「顔または頭部」には「頸部」は含まれません。 「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。 下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含まれません。
		「がん」の治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、1回限り	
緩和療養特約	緩和療養給付金	「がん」によりつぎの①②③いずれかに該当したとき ①がん性疼痛緩和を目的とする所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的とする所定の緩和ケア病棟へ入院をしたとき ③がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的とする所定の在宅医療を受けたとき	○	—	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 支払事由に該当する月ごとに1回を限度 保険期間を通じ24回まで 	<p>支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療 </p> <p>支払対象外 疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合</p>

(*) ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額

次ページへ続く▶

用語

- 「一連の手術」とは つぎの①②**両方に該当する手術**のこと
 - 同一の手術を複数回受けた場合
 - ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
例: 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2019年11月現在)

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

抗がん剤・ホルモン剤治療特約	支払限度に達したとき
がん先進医療特約	支払限度に達したとき
女性がん特約	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての支払限度に達したとき 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、当社に通知してください)
外見ケア特約	支払限度に達したとき
緩和療養特約	支払限度に達したとき

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金

特約には、**契約者配当金・解約払戻金がありません。**

保険料

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および特約契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については別紙「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.8~10] をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは **09 特約の更新について** [P.17] をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法は「月払」「半年払」「年払」があり、主契約と同一の払込方法で、特約保険料をプラスしてお払込みいただけます。詳しくは、別紙「保険料表」をご確認ください。

保険料払込期間

主契約の保険料払込期間が終身の場合

- **手術・放射線治療特約** **緩和療養特約** の保険料

保険料を終身お払込みいただけます。



- **抗がん剤・ホルモン剤治療特約** **がん先進医療特約** **女性がん特約** **外見ケア特約** の保険料

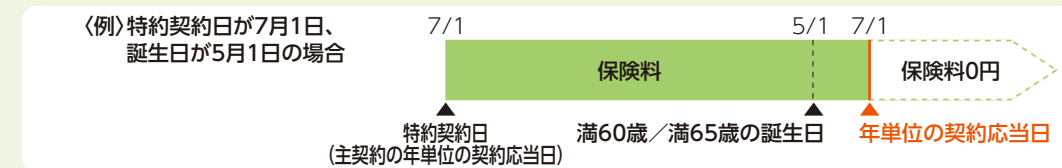
・10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。

- 保険料払込期間が終身で、保険料の払方タイプが半額タイプの主契約に特約を中途付加されても、「手術・放射線治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」「がん先進医療特約」「女性がん特約」「外見ケア特約」「緩和療養特約」の特約保険料は半額になりません。

主契約の保険料払込期間が60歳／65歳払済の場合

- **手術・放射線治療特約** **緩和療養特約** の保険料

満60歳または満65歳の誕生日後に迎える**年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。**



- **抗がん剤・ホルモン剤治療特約** **がん先進医療特約** **女性がん特約** **外見ケア特約** の保険料

満60歳または満65歳の誕生日後に迎える**年単位の契約応当日以降も保険料をお払込みいただけます。**

- ・10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。(*)

- 保険料払込期間が60歳／65歳払済の主契約に特約を中途付加されても、「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」「がん先進医療特約」「女性がん特約」「外見ケア特約」の特約保険料の払込期間は払済になりません。主契約の保険料払込期間満了後も特約保険料の払込みは継続します。

(*)「主契約」の保険料払込期間満了後の特約保険料のお払込みについて、詳しくは **09 特約の更新について** [P.17] をご確認ください。

06 保険料払込みの流れ

保障の開始などご契約までのスケジュールは別紙「保険料表」の「ご契約までのスケジュール」をご確認ください。

なお、**保障の開始までには「待ち期間」(保障されない期間)があります。**

▶▶ 保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.23](#) をご確認ください。

07 保険料に関する留意事項

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、主契約が失効したときは、特約も同時に失効します。
▶▶ 失効について、詳しくは [注意喚起情報 P.25](#) をご確認ください。
- 特約の前納取り扱いとは主契約に準じますが、特約の保険期間を超える前納は取り扱いません。
- 「特定保険料払込免除特約」を付加した主契約に特約中途付加する場合、特約も「特定保険料払込免除特約」を付加した保険料となり、付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
- 主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します。

08 お引受けの条件

- 特約の被保険者は主契約の被保険者と同一とします。
- 被保険者の健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

また、下記の限度を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
手術・放射線治療特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額^(*)の20倍まで(5万円以上1万円単位) ● 1契約につき、1特約のみ ※すでに「手術・放射線治療特約」が付加されている契約には付加できません。 	—
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額(乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療の給付金額) 主契約の入院給付金日額^(*)の10倍または10万円のいずれか小さい額まで(2.5万円以上5千円単位) ● 1契約につき、1特約のみ ※すでに「抗がん剤治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」が付加されている契約には付加できません。 	● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「抗がん剤治療特約」「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」の特約給付金額を通算して10万円まで
がん先進医療特約	—	● 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません。(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険 f(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。)
女性がん特約	—	● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「女性がん特約」および当社「医療保険」の「女性特定手術特約」を通算して1特約のみ
外見ケア特約	—	● 被保険者1人につき、通算して1特約のみ
緩和療養特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額^(*)の20倍または20万円のいずれか小さい額まで(2.5万円以上2.5万円単位) ● 1契約につき、1特約のみ ※すでに「緩和療養特約」が付加されている契約には付加できません。 	● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「緩和療養特約」の特約給付金額を通算して20万円まで

(*)「生きるためのがん保険Days1プラス」「新 生きるためのがん保険Daysプラス」「生きるためのがん保険Daysプラス」「ご契約者のためのがん保険 f(フォルテ)」をご契約の方は通院給付金日額となります。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください**だきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 21
- 05 給付金などをお支払いできないことがあります。…………… 24
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 26

など

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合…………… 20
- 02 告知義務…………… 21
- 03 お申込みの撤回または解除…………… 22
- 04 保障の開始…………… 23

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合…………… 24
- 06 給付金などのご請求…………… 24
- 07 ご契約の失効・復活…………… 25

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金…………… 26
- 09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し…………… 26
- 10 ご契約内容の見直し方法…………… 27

その他留意事項

- 11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 28
- 12 相談・照会・苦情の窓口…………… 28

ご契約に際して

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

● 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知)してください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。

- 健康状態によっては「特別保険料率に関する特則」を付加することで、保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

※がんを経験された方(満20歳～満85歳の方で、がんの治療を受けた最後の日から5年以上経過している方)がお申込みいただける「生きるためのがん保険 寄りそうDays」があります。ただし、健康状態などによってはご契約をお引受けできない場合があります。

「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、特約の保険期間の始期から2年以内のとき
- 特約の保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03

所定の期間内であれば、お申込みの
撤回または解除ができます。

契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」が**ともに完了した日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、申し込まれたご契約の**撤回**用語または**解除**(以下「お申込みの撤回等」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

〈例〉4月1日にお申込みの場合



【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは
こちらから



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をした意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦特約種類 |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げるこ

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

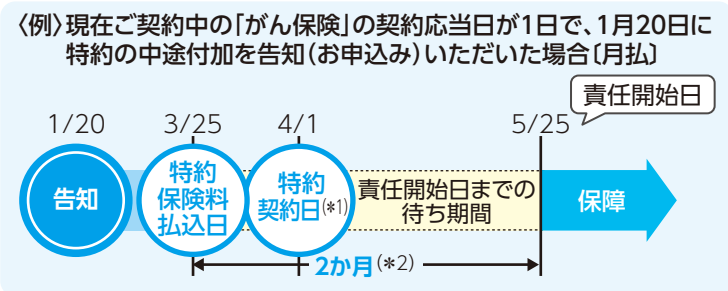
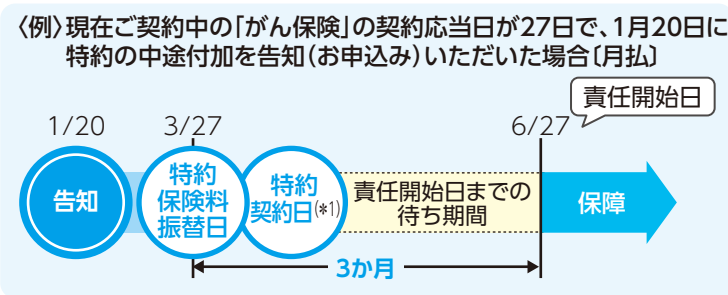
各特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

特約契約日は、現在ご契約の「がん保険」の月単位（半年払・年払はそれぞれ半年・年単位）の契約応当日となります。

個別取扱の場合

「第1回特約保険料の振替が完了した時」と「特約契約日」のいずれか早い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日から保障を開始とします。



(*1) 特約契約日：既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日。
 (*2) 「責任開始日」が告知の日から3か月を経過していない場合は、告知の日から3か月を経過した日の翌日を「責任開始日」とします。

補足

担当者（生命保険募集人）には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します（担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います）。

給付金・保険金、保険料など

お支払いできない場合

▶▶ 参照 **しおり** お支払いできない場合について

05

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳しくは **契約概要 P.11~12** のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金などのご請求

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

06

給付金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらから
アクセス

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料 無料**

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)

● 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

次ページへ続く▶

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.11~12** のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
 - ▶▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

➕補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の失効・復活

保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効することがあります。

ご契約の失効

主契約が失効した場合、特約も失効します。
保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日に失効**します。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。
特約のみの復活はできません。

解約と解約払戻金

08

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

特約の解約払戻金はありません。
主契約を解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

09

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。
▶▶ 詳しくは **02 告知義務 P.21** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。



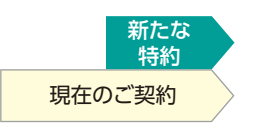
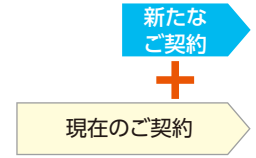

健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

	特約の中途付加	追加契約	条件付解約
特徴	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。
しくみ	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たにご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 
現在のご契約	継続します	継続します	消滅します(*)
保険料	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。

(*) 新たにご契約の契約日前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たにご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。

各がん保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、コールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

その他留意事項

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

☎ **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無料 **0120-5555-95** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※ 祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ) ……	30
02 特定個人情報等の取扱いについて ……	31
03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い ……	32
04 先進医療について ……	32
05 ダックのがん治療相談サービスについて ……	33
06 Web約款について ……	34

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます)を含みません。特定個人情報等については、**その他重要事項 P.31** をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社を取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

次ページへ続く▶

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

02 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

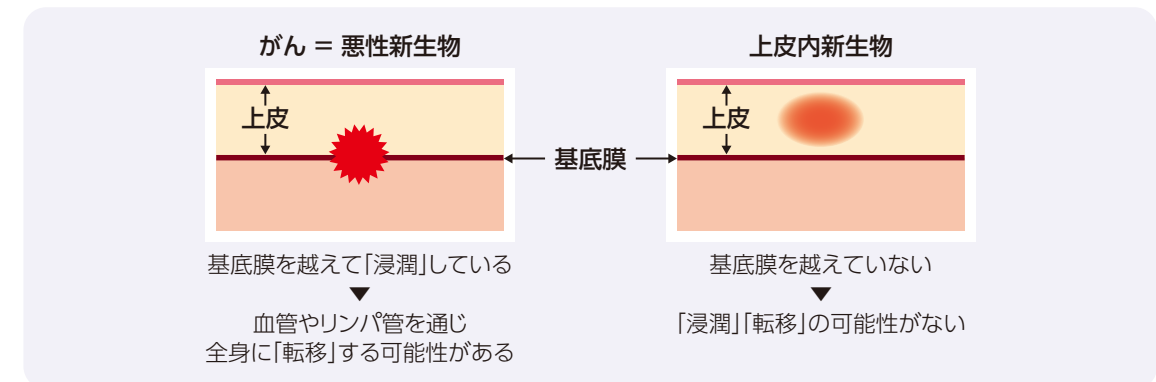
- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

04 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる! 探せる! 先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

05 ダックのがん治療相談サービスについて



サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
- 専門医紹介サービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- セカンドオピニオンサービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- Webセカンドオピニオンサービス Findme®
- がん治療に伴う生活情報サービス

※「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

※Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。

対象のがん保険の被保険者にご利用いただけるサービスです。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」、またはご契約後に送付する保険証券に同封の「ダックのがん治療相談サービスのご利用案内」をご確認ください。

[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/cancerservice/) <https://www.aflac.co.jp/cancerservice/>

サービスに関する注意事項

■ サービス全般に関する注意事項

- 「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象のがん保険の被保険者にご利用いただけます。
- お申込みいただいたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- (株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社は今後これらのサービスを将来予告なく変更もしくは終了する場合があります。
- 各サービスのご利用には諸条件があり、ご利用いただけない場合があります。
- 各サービスにより生じた一切の損害・損失についてはアフラックでは責任を負いません。

■ 「訪問面談サービス」に関する注意事項

- 訪問面談サービスの面談日時や場所については、(株)法研がおお客様と相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- 訪問面談サービスの初回の面談、フォローコール(2回まで)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- 訪問面談サービスのおお客様の面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- 本サービスは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

06 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス
[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/) <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ内の「Web約款」ご契約のしおり・約款をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択